

「十勝川水系河川緑地」指定管理者の指定結果

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
十勝川水系河川緑地	十勝川及び札内川の一部

2 指定管理者

帯広市東 5 条南 7 丁目 1 番地 3
株式会社 ケイセイ
代表取締役 佐野 公彦

3 指定期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで